



マイナンバーに係るお知らせ

その1 マイナンバーカードに係る手続きの制限について

4月28日の夕方から5月7日において、マイナンバーカードに係るシステムの運用停止のため、役場開庁日である5月1日及び5月2日は役場・吉岡支所でのマイナンバーカードに関する手続きは行えませんのでご理解願います。

その2 マイナポイント申込期限の延長について

マイナポイント申込に係る手続き期限が「5月末」から「9月末」へ変更となりました。対象となるカードや手続き内容には変更ありませんので、詳細は広報4月号をご覧ください。

その3 マイナポータルから転出手続きできます！

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出をすることが可能です。マイナポータルのサービスを利用することで役場での転出手続きが不要となり、引越先役場にて転入手続きをするだけとなります。しかし、転出内容に不備がある場合は、連絡して内容確認することがあります。

また15歳未満の方が進学等で単身にて転出する場合は、暗証番号等にご注意ください。

マイナポータルにて転出手続きができない方は、従来通り、役場にて転出手続きを行うことができます。

その4 マイナンバーカードを紛失したら

- ① マイナンバーカードを紛失した場合、まずは個人番号カードコールセンター（0570-783-578）へ連絡して、マイナンバーカードに係る一時利用停止の申し出をしてください。
- ② 警察署及び交番に遺失物届を提出し、受領番号を控えて役場へお越しください。
- ③ 役場にて紛失手続きおよび再交付手続きする際には、警察署にて控えた受領番号と本人確認書類、再交付手数料分1,000円を用意してきてください。手続き後から交付まで1カ月ほどかかります。



その5 マイナンバーカード交付について

全国的に、2月中旬から下旬にかけて、駆け込みでマイナンバーカードの申請がされたため、完成したマイナンバーカードが役場へ到着するのが遅れています。

また、同じ日に家族でマイナンバーカードを申請されていても、役場へ同じタイミングでマイナンバーカードが届いていない場合もございます。

町民の皆様にはご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

町民課 町民課

☎ 47-4681